

## 長崎県の明治初期における産婆取締りについて

荒木 美幸<sup>1</sup>・大石 和代<sup>1</sup>

**要旨** 長崎地区で出版された文献を中心として、1873（明治7）年から1899（明治32）年の長崎県での産婆取締りについて明らかにした。

長崎県は、1880（明治13）年に「産婆取締規則」を制定して産婆の免許及び産婆の業務範囲について規則化し、1890（明治23）年には「産婆試験受験人心得」を制定して産婆試験科目について規則化していた。また、1891（明治24）年には「帝国大学医科大学第一医院産科学教室内産婆養成所を卒業した者に対する内務省営業免除下付について」告示していた。長崎県での産婆取締りに関する規則は、「医制」三箇条を基に、最初に産婆の免許化と産婆の業務範囲の明確化が行われ、続いて産婆試験受験資格を明確にするという段階的な制定がなされ、これらの規則に基づいて産婆取締りが行なわれていたと考えられる。

保健学研究 22(1): 51-55, 2009

**Key Words** : 長崎県, 明治初期, 産婆取締り, 産婆規則

(2009年11月9日受付)  
(2009年12月15日受理)

## I はじめに

産婆という職業はすでに江戸時代から自らが子を産み、多少の経験を基に看板を掲げ、分娩介助をすれば一定の報酬が得られる職業として一般化していた。しかし、今日のような教育制度や免許等はなく、知識や技術は当然低いものであった。また、分娩介助の一方で墮胎を行う産婆も多かった。

国は1873（明治7）年に「医制」を發布し、その中の第50～52条に産婆に関する規則を条文化し、産婆の取締りを開始した。しかし、「医制」は東京、大阪、京都を対象にしたものであった。産婆取締りが全国レベルで行われるようになったのはそれから25年経った1899（明治32）年の「産婆規則」公布後である。この間については3府以外の各道府県での産婆取締りは地方庁に委ねられていた。

本論文では、長崎地区で出版された文献を中心として、1873（明治7）年の「医制」發布後から1899（明治32）年の「産婆規則」公布に至るまでの25年間の長崎県における産婆に関する取締りについて、全国あるいは他都道府県との比較において明らかにする。

## II 産婆に関する規則

## 1. 国が1873（明治7）年に發布した「医制」における産婆に関する三箇条（第50～52条）について

東京、大阪、京都の三府を対象に国が發布した「医制」の産婆に関する三箇条（第50～52条）は以下の通りである<sup>1-3)</sup>。

第五十条 産婆ハ四十歳以上ニシテ婦人小児ノ解剖生

理及ヒ病理ノ大意ニ通シ所就ノ産科医ヨリ出ス所ノ実験証書産科医ノ眼前ニテ平産十人難産二人ヲ取扱ヒタルモノヲ所持スル者ヲ検シ免状ヲ与フ

（当分）従来営業ノ産婆ハ其履歴ヲ質シテ仮免状ヲ授ク但シ産婆ノ謝料モ

第四十一条ニ同シ医制発行後凡十年ノ間ニ産婆営業ヲ請ウ者ハ産科医或

ハ内科外科医ヨリ出ス所ノ実験証書本条ニ同シヲ検シテ免状面ヲ授ク若

シ一小地方ニ於テ産婆ノ業ヲ営ム者ナキトキハ実験証書ヲ所持セサル者

ト雖モ医務取締ノ見計ヲ以テ仮免状ヲ授クルコトアルヘシ

第五十一条 産婆ハ産科医或ハ内科外科医ノ指図ヲ受ルニアラサレハ妄ニ手ヲ下スヘカラス然レトモ事実急迫ニシテ医ヲ請フノ暇ナキトキハ躬ラ之ヲ行フコトアルヘシ但シ産科器械ヲ用フルヲ禁ス且ツ此時ハ第四十九条ノ規則ニ従ヒ其産婆ヨリ医務取締ニ届クヘシ

第五十二条 産婆ハ方薬ヲ与フルヲ許サス

産婆は40歳以上で婦人小児の解剖生理及び病理の大意に通じ、所就の産科医の眼前で平産10人、難産2人を取り扱って得た実験証書を所持する者を検して免状を与えること、経過措置として、従来から営業している産婆については、当分の間、その履歴を質して仮免状を授けることとし、医制發布後10年間に新たに産婆営業を行おうとする者に対しては産科医または内科外科医の出す実験

1 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科保健学専攻

証書を検して免状を授けるものとする、但し産婆のいない一小地方に於いてはその他の者でも医務取締の見計いで仮免状を授けること（第50条）、産婆は急迫の場合以外は産科医又は内科外科医の指示を受けずにみだりに手を下してはならないし、産科器械を使用してはならない（第51条）、方薬を与えることを禁じる（第53条）、と述べている<sup>4)</sup>。

## 2. 1880（明治13）年に長崎県が制定した「産婆取締規則」について

長崎県は、1880（明治13）年に「産婆取締規則」（明治13.11.30長崎県告示第170号）を制定していた。制定された産婆取締規則の内容は以下の通りである<sup>5)</sup>。

- 第一条 産婆営業志願ノ者ハ第三条第四条ノ手續ニ依リ免許鑑札ヲ願受クヘシ
- 第二条 来ル十四年五月以後ハ無鑑札ニテ産婆営業スルヲ許サス
- 第三条 従来産婆営業ノ者ニテ引続キ営業致度者ハ来ル十四年三月限り左ノ書式ニ倣ヒ履歴明細書ヲ添ヘ町村衛生委員戸長及郡区長ヲ経テ出願スベシ
- 第四条 新ニ営業致度者ハ師家ノ証書及ヒ履歴明細書ヲ添ヘ左ノ書式ニ倣ヒ前条ノ手續ヲ以テ出願スヘシ
- 第五条 産婆ハ治療機器ヲ使用シ或ハ薬剤ヲ投与スルヲ禁ス又猥リニ飲食物ノ適否禁忌等ヲ指示スヘカラス
- 第六条 産婦治療上に就テハ医ノ司ルヘキ者ニ付其指図ヲ拒ム等ノ事アルヘカラス
- 第七条 産婦ノ模様尋常ナラサルカ或ハ難産ト認ムル等ノ場合ニ於テハ其家人に謀リ速カニ医ヲ迎フヘシ
- 第八条 鑑札ハ当県管内ヲ限り有効ノモノトス因テ他管下ヘ転住スルトキハ返納シ改名若シクワ転居スルトキハ書換ヘテ願出ヘシ
- 第九条 鑑札ハ譲渡又ハ貸与スルコトヲ許サス廃業若シクハ死亡スルトキハ速カニ返納スヘシ
- 第十条 水火盗難過誤等ニ依リ鑑札ヲ遺失若シクハ毀損スルトキハ其事由ヲ詳記シ更ニ鑑札ヲ願受クヘシ
- 第十一条 産婆ハ正産流産亦死胎分娩トモ左ノ書式ニ依リ施術後三日以内ニ産婦所在ノ町村衛生委員ニ届ケ出スベシ 但流産ハ胎妊シテ四ヶ月以上経過セシモノニ限ル 此規則ニ違背シタルモノハ鑑札ヲ取上相当ノ処分ニ及フヘシ

産婆営業を志願する者は手続きを行い、免許鑑札を受けること（第1条）、14年5月以後は無鑑札での産婆営業は禁止する（第2条）、従来から営業している産婆で引き続き営業を希望する者は14年3月までに履歴明細書

を添えて町村衛生委員戸長及び郡区長に出願すること（第3条）、新たに産婆営業をする者は医師の証書及び履歴明細書を添えて出願すること（第4条）、産婆が治療器械を使用すること、薬剤を投与すること、及び飲食物の適否や禁忌について指示することを禁止する（第5条）、産婦治療を医師が行う必要がある場合には医師の指示に従うこと（第6条）、産婦に異常ある時或いは難産の場合には家人に頼んで医師を迎えにやること（第7条）、鑑札は当県管内に限り有効である、他管下へ転住するときは返納すること、改名若しくは転居時には書き換えを願出すること（第8条）、鑑札の譲渡及び貸与は禁止する、廃業若しくは死亡した時は速やかに返納すること（第9条）、水火盗難過誤等により鑑札を遺失若しくは毀損した時はその事由を詳記して鑑札の再発行を出願すること（第10条）、産婆は正産・流産・死胎分娩いずれであっても書式に従って分娩後3日以内に産婦所在地の町村衛生委員に届け出を行うこと、但し流産については妊娠4ヶ月以上の流産とする（第11条）、この規則に違背した者は鑑札を取上げ、相当の処分を行う、と記載されている。

## 3. 1890（明治23）年に長崎県が制定した「産婆試験受験人心得」について

長崎県は、「産婆取締規則」制定から10年後の1890（明治23）年に「産婆試験受験人心得」を制定していた（明治23.5.19長崎県告示第70号）。制定された産婆試験受験人心得は以下の通りである<sup>6)</sup>。

- 第一条 産婆ノ試験ヲ受ケ内務省ノ産婆免許鑑札ヲ得ントスル者ハ願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ試験期月一ヶ月前ニ県庁ヘ差出スヘシ
- 一 修業履歴書
  - 二 師家ノ証書
- 第二条 試験科目ヲ定ムルコト左ノ如シ
- 一 人身解剖学大意
  - 二 人身生理学大意
  - 三 正常妊娠及順産論
  - 四 正規ノ産褥及哺乳論
  - 五 妊娠及分娩経過中の異常論
  - 六 産褥期及哺乳中ニ起ル障害論
  - 七 実施
- 第三条 試験ハ毎年三月十月ノ両度ニ於テ之ヲ施行ス但本年ハ来ル六月中臨時之ヲ施行

産婆の試験を受け内務省の産婆免許鑑札を得ようとする者は願書に修業履歴書及び医師の証書を添えて試験1ヶ月前までに県庁へ提出すること（第1条）、試験科目は人身解剖学大意、人身生理学大意、正常妊娠及び順産論、正規の産褥及び哺乳論、妊娠及び分娩経過中の異常論、実施とする（第2条）、試験は毎年3月及び10月

の2回行う、但し本年は6月中に臨時で施行する（第3条）と述べている。

4. 1891（明治24）年に長崎県が告示した「帝国大学医科大学第一医院産科学教室産婆養成所を卒業した者に対する内務省営業免除下付について」について

長崎県は、1891（明治24）年に「帝国大学医科大学第一医院産科学教室産婆養成所を卒業した者に対する内務省営業免除下付について」告示を出していた（明治24.12.9長崎県告示第130号）。告示の内容は以下の通りである<sup>7)</sup>。

帝国大学医科大学第一医院産科学教室産婆養成所ニ於テ其學術ヲ卒業シタル者ハ別ニ試験ヲ要セス内務省ヨリ営業免除下付可相成ニ付右卒業生ニシテ免除下付出願ノ節ハ其願書ニ卒業證ノ謄本ヲ添エ正副ニ通差出ヘシ

帝国大学医科大学第一医院産科学教室産婆養成所の卒業生には内務省から産婆営業免許が下付されるので長崎県で新たに産婆試験を受験する必要はない、産婆営業を出願する時に願書に卒業證の謄本を添えて提出すること、と述べている。

5. 1873（明治7）年から1899（明治32）年の長崎での産婆養成について

長崎での産婆養成は、1891（明治24）年に深水橋治が開設した「長崎産婆学校」が始まりである<sup>8)</sup>。1893（明治26）年には、第五高等中学校医学部教授高山尚平が長崎県立長崎病院で産婆若干名を養成している<sup>9)</sup>。これが長崎大学での助産師教育の始まりである。翌年の1894（明治27）年には、開業医中島真雄が「中島産婆学校」を設立している<sup>10)</sup>。しかし、それ以前には養成所で教育を受けた産婆はおらず、多少の経験を積んで看板をかかげ、それだけで営業できていた。産婆の検定試験は行われていない<sup>11)</sup>。長崎県で市町村制が施行されたのは1889（明治23）年4月1日である<sup>12)</sup>。

### Ⅲ 考 察

1873（明治7）年の「医制」発布後から1899（明治32）年の「産婆規則」公布までの25年間に長崎県は産婆取締りに関する3つの規則を制定あるいは告示していた。

最初に制定されたのは1880（明治13）年の「産婆取締規則」であったが、これは「医制」発布から6年後のことであった。「産婆取締規則」は11条からなり、その要旨とするところは、1）産婆を営業するには免許が必要であること、2）従来から営業している産婆についてはその履歴によって免許を与えること、3）新たに産婆営業をしようとする者には医師の証書を審査して免許を授けること、4）産婆は治療器械を用いたり、薬品を投与したり、飲食物の適否や禁忌についての指示をしてはい

けないこと、5）緊急の場合以外は医師の指示に従うこと、6）産婦に異常を認めるときは医師の診療を請わしめること、7）免許は長崎県内のみ有効であること、8）免許の譲渡及び貸与は禁止すること、9）免許を紛失した場合は再発行のための手続きが必要であること、10）立ち会った全ての分娩について3日以内に産婦所在地の町村衛生委員に届け出を行うこと、但し流産については4ヶ月以上の流産とすること、11）この規則に違反した場合には免許を取り消すこと、というものであった。つまり、長崎県の「産婆取締規則」の内容は、産婆の免許化及び産婆の業務範囲を明確にしたものである。この規則を1873（明治7）年発布の「医制」三箇条と比較すると、「産婆取締規則」ではいかなる者に免許を与えるかといった産婆試験の受験資格等に関することについては定められていないが、産婆の免許化及び業務範囲の明確化の部分は非常に類似した内容になっている。医制発布後、各道府県でも産婆取締りの規則を漸時公布しているが、その内容は長崎県同様に医制三箇条との類似点が多い<sup>13)</sup>。長崎県の「産婆取締規則」は「医制」三箇条を基に作られたと考えられる。

「産婆取締規則」に欠如していた産婆試験受験資格等に関する規則の制定は、1890（明治23）年に制定された「産婆試験受験人心得」を待つことになる。「産婆試験受験人心得」は3条からなり、その内容は、1）受験には願書の提出が必要であること、2）試験科目は人体の解剖・生理に関するもの、正常妊娠・出産・産褥・新生児に関するもの、妊娠・出産・産褥・新生児の異常に関するもの、及び実技とすること、3）試験は毎年3月及び10月の2回実施する、というものである。この規則では産婆の年齢規定はないものの、この内容もまた1873（明治7）年に発布された「医制」50条の産婆免許受験資格に類似している。長崎県の「産婆試験受験人心得」も「医制」三箇条を基に作られたと考えられる。

「産婆取締規則」及び「産婆試験受験人心得」の制定によって、長崎県では「医制」三箇条をほぼ満たす内容の産婆取締りの規則が完成したと考えられる。このように長崎県では、まず1880（明治13）年制定の「産婆取締規則」において産婆免許及び産婆の業務範囲について規則化し、続いて1890（明治23）年制定の「産婆試験受験人心得」で産婆試験科目について規則化するという2段階での制定が行われている。長崎県での産婆養成の開始は1891（明治24）年であり、「産婆取締規則」が制定された1880（明治13）年から10年以上も後のことである。産婆養成開始の遅れが規則制定の時期に関与しているのかもしれない。また、「産婆試験受験人心得」は、長崎県での市町村制施行と同年に制定されていることから、市町村制の整備等が制定時期に関与している可能性もある。一方、産婆取締り規則を段階的に制定していく方法は、他道府県でも見られている。たとえば埼玉県では1875（明治8）年に産婆の薬剤投与を禁じ、それから11

年後の1886（明治19）年に産婆試験規則を制定している<sup>14)</sup>。また、愛知県では1877（明治10）年に産婆開業に許可制を導入し、8年後の1885（明治18）年に産婆開業試験規則を制定している<sup>15)</sup>。他道府県においても地域状況を考慮しながら段階的に規則を制定していったのではないだろうか。

1891（明治24）年に長崎県が告示した「帝国大学医科大学第一医院産科学教室内産婆養成所を卒業した者に対する内務省営業免除下付について」は、帝国大学医科大学第一医院産科学教室内産婆養成所が開設された翌年の告示であり、長崎県は東京での産婆に関する情報についても十分に把握しながら規則を制定していたと考えられる。

長崎県の産婆取締りに関する3つの規則は1899（明治32）年の「産婆規則」の制定により廃止されている<sup>16)</sup>。

## 文 献

- 1) 岡本喜代子：助産の歴史，医学書院，日本看護協会出版会，東京，2008，27.
- 2) 関口充夫：理想のお産とお産の歴史－日本産科医療史－，株式会社日本図書刊行会，東京，1999，59-60.
- 3) 宿輪亮三：長崎における産婦人科医史ならびに産婆，助産婦，産科看護婦の歩み，長崎市医師会産科看護学院，長崎，1989，397-398.
- 4) 前掲書3)，397-398.
- 5) 河本令子：長崎の看護教育のあゆみ，葦書房，福岡，1991，65-68.
- 6) 前掲書5)，68-69.
- 7) 前掲書5)，69.
- 8) 長崎県教育会：長崎県教育史下巻，長崎教育会発行，1943，199.
- 9) 前掲書5)，72.
- 10) 前掲書3)，423-425.
- 11) 前掲書3)，423.
- 12) 前掲書3)，404.
- 13) 佐藤香代：日本助産婦史研究，東銀座出版会，東京，2001，17-18.
- 14) 前掲書2)，60-62.
- 15) 前掲書2)，60-62.
- 16) 前掲書2)，402-430.



## Midwifery regulation in Nagasaki Prefecture in the Meiji era

Miyuki ARAKI<sup>1</sup>, Kazuyo OISHI<sup>1</sup>

1 Department of Health Science, Nagasaki University Graduate School of Biomedical Science

Received 9 November 2009

Accepted 15 December 2009

**Abstract** In the present study, we focused on literature published in the Nagasaki area in order to clarify the regulation of midwifery in Nagasaki Prefecture between 1872 (7th year of the Meiji era) and 1899 (32nd year of the Meiji era).

In 1880 (13th year of the Meiji era), the “Midwifery regulations” were enacted in Nagasaki Prefecture, regulating the licensing and scope of work of midwives. In 1890 (23rd year of the Meiji era), “Required knowledge for midwifery examinees” was established and subjects covered in the midwifery examinations were systematized. Furthermore, in 1891 (24th year of the Meiji era), the “Grant of exemption from Ministry of Home Affairs management for graduates of the Midwife Training Center of the Department of Obstetrics and Gynecology, First Hospital, Imperial University Medical College” was announced. This literature suggests that in Nagasaki Prefecture, independent regulations were gradually created on which midwife regulation was based.

Health Science Research 22(1): 51-55, 2009

**Key Words** : Nagasaki Prefecture, Meiji era, midwifery regulation, midwifery regulations

